

屋外広告物から美しく安全な沖縄のまちなみを！

～屋外広告物のルールを守りましょう！～

沖縄県では、良好な景観、風致の維持、公衆に対する危害防止を目的として
「**沖縄県屋外広告物条例**」を制定しています。



屋外広告業者のみなさまへ

- 屋外広告物はまちなみづくりの一環です。
- 屋外広告業を営む場合は知事の登録を受けなければなりません。
- 関係法令の遵守、設置工事の適正な施工、安全の確保などに関して必要な知識を持ち、広告主のみなさまが安心して屋外広告物を設置できるよう、専門的な立場からまちづくりにご協力ください。



広告主のみなさまへ

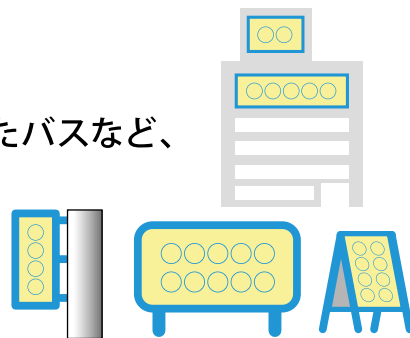
- 屋外広告物は、さまざまな情報を伝え、まちに活気を与えるものです。
- 屋外広告物の大きさ、色彩、耐久性、設置場所などのルールがあり、屋外広告物を設置する際は許可申請が必要な場合があります。
また、設置後は良好な状態を保つよう適切な維持管理が必要です。
- 屋外広告物についてのご相談・ご依頼は登録業者へ！
※登録業者は営業所の見やすい場所に条例に基づく標識を掲げています。登録業者一覧を県HPで公開しています。

屋外広告業者登録票
〇〇 広告社
登録番号 〇〇〇〇
登録年月日 〇年〇月〇日



県民のみなさまへ

お気に入りのカフェの看板、旅先の道案内、通勤で見慣れたバスなど、みなさんのまわりの屋外広告物に目を向けてみましょう。
みなさんにとって安全で心地いい空間。
そんな“美しく安全なまちなみ”の形成を目指しています。



沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課
久米島町建設課 ☎985-7125

TEL098-866-2408 FAX098-866-5938

詳しくは [沖縄県 屋外広告物](#) [検索](#)